

豊田市し尿処理施設廃棄物処理要綱

目次

第1章 総則

第2章 廃棄物の搬入基準

第3章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市逢妻衛生プラント及び豊田市砂川衛生プラント（以下「し尿処理施設」という。）の管理及びし尿処理施設における廃棄物の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

(3) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

(利用日及び利用時間)

第3条 し尿処理施設の利用日は、日曜日及び12月29日から翌年1月3日までを除く日とする。

2 し尿処理施設の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 豊田市逢妻衛生プラント 午前8時から午後4時まで

(2) 豊田市砂川衛生プラント 午前8時30分から午後4時まで

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時に利用日又は利用時間を変更することができる。

第2章 廃棄物の搬入基準

(廃棄物の搬入量の計量)

第4条 廃棄物の搬入量は、し尿処理施設が設置する計量器において搬入時に廃棄物を積載した状態で車両重量の計量を行い、し尿処理施設内で廃棄物の処分を行った後に、再度、車両重量の計量（以下「2回目計量」という。）を行うことにより、その計量の差によって算出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ車両の空車時の重量を登録した車両にあっては、当該空車時の重量を2回目計量の重量とみなして、廃棄物の搬入量を算出することができるものとする。

3 前2項におけるし尿処理施設の計量器の計量単位は10キログラムとする。

(搬入車両の制限)

第5条 し尿処理施設に廃棄物を搬入することのできる車両は、ふん尿車等とし、次の各号を満たす車両とする。

- (1) 最大積載量が10トン以下の車両
- (2) 車両の高さが3.2メートル以下の車両
- (3) 車両のホイールベースが、6メートル以下の車両
- (4) 車両幅が2.7メートル以下の車両
- (5) 排出ホース径が100ミリメートル以下の車両
(搬入することのできる廃棄物)

第6条 し尿処理施設に搬入することのできる一般廃棄物は、汚泥及びふん尿とし、次の各号に掲げるものに限る。

- (1) し尿
- (2) 浄化槽汚泥
- (3) ディスポーザ汚泥

2 し尿処理施設に搬入することのできる産業廃棄物は、前項各号に掲げる一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物であって、市長が特に必要と認めたものに限る。
(搬入物等の制限)

第7条 豊田市逢妻衛生プラントに搬入することのできるし尿及び浄化槽汚泥は、豊田市及び知立市で発生したものに限り。

- 2 豊田市砂川衛生プラントに搬入することのできるし尿及び浄化槽汚泥は、豊田市及びみよし市で発生したものに限り。
- 3 し尿処理施設に搬入することができるディスポーザ汚泥は、豊田市内で発生したものに限り。
- 4 市長は、各施設において受入れるディスポーザ汚泥の量が、1か月当たり10キロリットルを超えるおそれがあるときは、搬入の制限を行うことができる。
(受入れの中止)

第8条 市長は、し尿処理施設の維持管理等に支障があると認められる場合は、廃棄物の受入れを中止することができる。

(搬入物の調査)

第9条 市長は、適正な搬入物の搬入の確認又は、廃棄物の排出者若しくは搬入者(以下「排出者等」という。)への指導を行うために、搬入物の調査を実施することができる。

- 2 排出者等は、前項の規定により市長の実施する搬入物の調査に協力しなければならない。
(利用者の遵守事項)

第10条 し尿処理施設の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) し尿処理施設の構内では案内標識に従うとともに、安全運転すること。
- (2) し尿処理施設の利用時間前に、し尿処理施設周辺道路で待機のための駐車をしないこと。
- (3) 廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないようにすること。
- (4) 廃棄物の投入は、安全に注意して利用者自ら速やかに行い、長時間にわたり投入場所を占有しないこと。
- (5) し尿処理施設の構内で、搬入車両の洗浄又は清掃を行わないこと。
- (6) し尿及び浄化槽汚泥をし尿処理施設へ搬入しようとする者は、当月の20日までに市長へ翌月の搬入予定表(様式第1号。以下「予定表」という。)を提出すること。ただし、20日が休日の場合は、翌営業日に提出すること。
- (7) ディスポーザ汚泥をし尿処理施設へ搬入しようとする者は、搬入を希望する日の10日前までに市長へ搬入連絡書(様式第2号。以下「連絡書」という。)を提出すること。

- (8) 前2号の規定より提出した予定表又は連絡書の内容に変更が生じたときは、速やかに市長へ変更後の予定表又は連絡書を提出すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、適正な廃棄物の受入れ及び安全確保のために職員が指示する事項に従うこと。

第3章 雑則

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

搬入予定表

年 月 _____ 衛生プラント搬入分 (法人名 _____)

(単位 : k l)

日	曜日	し尿	浄化槽汚泥	計
1日				
2日				
3日				
4日				
5日				
6日				
7日				
8日				
9日				
10日				
11日				
12日				
13日				
14日				
15日				
16日				
17日				
18日				
19日				
20日				
21日				
22日				
23日				
24日				
25日				
26日				
27日				
28日				
29日				
30日				
31日				
合計				

- 備考 1 翌月分の搬入予定表は、当月の 2 0 日までに提出してください。
 2 0 日が休日の場合は、翌営業日に提出してください。
 2 提出後、搬入量に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。

搬入連絡書

年 月 日

豊田市長 様

所在地

法人名

代表者名

ディスポーザ汚泥の搬入について以下のとおり連絡します。

搬入者	法人名	
	担当者名	
	連絡先	
発生場所	物件名	
	物件所在地	
	物件管理会社名	
搬入量		
搬入先	逢妻衛生プラント	砂川衛生プラント
搬入日時	年 月 日 () 時 分頃	
搬入車両		

記入上の注意

- 1 搬入量の単位は、キロリットルとする。
- 2 ディスポーザ汚泥をし尿及び浄化槽汚泥と混載して搬入するときは、搬入量欄に搬入する総量を記入し、搬入量に占めるディスポーザ汚泥の割合を記入すること。